

「商業登記規則等の一部を改正する省令案」に対する意見書

1 住民票の写しの添付について

- (1) 商業登記規則第 61 条第 5 項、それを準用している一般社団法人等登記規則第 3 条においては、印鑑証明書を添付した役員等を除き、就任を承諾したことを証する書面に記載した住所につき市区町村その他の公務員が職務上作成した証明書(以下単に「住民票」という)を添付しなければならないこととなったが、同じく今回改正の対象となっている「各種法人等登記規則」においては、商業登記規則第 61 条第 5 項の準用はされておらず、また、特定非営利活動法人の登記に係る「組合等登記令」は改正の対象とすらなっていない。法人の役員の責任を問うための手段の一つとしてこの改正が行われるとすれば、これらの法令においても同様の措置がとられるべきである。
- (2) 一般法人に改正案の適用が必要であるとしても、一般法人が「公益認定法」による公益認定を受けた公益法人においては、行政庁に対し公益認定の際のみならず毎期の定期提出書ならびに変更があった場合の変更届に役員名簿を添付することとなっており、そこでは住所も記載することとなっていることから、役員等の住所は明らかであって、住民票の提出はそれと重複することから不要と考える。さらにいえば、この役員名簿については、行政庁において備え置きされ、誰でも閲覧が可能となっており(認定法第 21 条)、行政庁においては、役員等について行政機関に対し一定事項(暴力団員等であったことの有無等や国税・地方税の滞納処分の有無等)について意見を聞くことができるものともなっており(認定法第 8 条)、現にその聴取は行われていると聞いている。

2 代表理事の辞任届への印鑑証明書添付・押印について

代表理事の辞任の登記申請においては、辞任届に押印した印鑑についてその証明書の添付を求めるものであるが、辞任の真実性を担保するためのものとするれば、特に異論はない。

3 婚姻前の氏の登記簿への記録について

本改正においては婚姻前の氏の記録を対象としているが、離婚前の氏の記録のニーズもあると思われることから、記録の対象とされたい。

以上

平成 26 年 12 月 12 日

公益財団法人 公益法人協会
理事長 太田 達男